令和８年第９回教育委員会定例会議事録

日時：令和８年６月３日（水）午前９時 00 分

場所：香南市役所６階　604・605 会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓惠委員、亀川孝志委員、清遠紀子委員

事 務 局：坂本教育次長、萩野学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
梶原教育研究所長、杉村学校教育課主査

日程第１	議事録署名委員の指名について	
日程第２	議案第 45 号	就学援助費の認定について
日程第３	議案第 46 号	第 123 回香南市議会定例会（６月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について ・香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ついて ・香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第４	議案第 55 号（追加）	第 123 回香南市議会定例会（６月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について ・一般会計補正予算（第２号） ・GIGA スクール構想小学校タブレット購入業務契約の締結について
日程第５	議案第 47 号	香南市社会教育委員の委嘱について
日程第６	議案第 48 号	香南市生涯学習施設運営協議会委員の委嘱について
日程第７	議案第 49 項	香南市図書館協議会委員の委嘱について
日程第８	議案第 50 号	香南市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第９	議案第 51 号	香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について
日程第 10	議案第 52 号	香南市立給食センター運営委員会委員の委嘱について
日程第 11	議案第 53 号	香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について
日程第 12	議案第 54 号	令和７年度香南市教育委員会自己点検・評価書について
日程第 13	協議事項（追加）	公共施設使用料の免除に関する嘆願書について
日程第 14	その他の件	
日程第 15	教育長報告	

開会　午前９時 00 分

〇教育長

ただいまから令和８年第９回香南市教育委員会定例会を開会します。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、議事録署名委員の指名については、百田委員を指名いたします。

○百田委員
はい。
○教育長
よろしくお願いします。
それでは議題に移ります。本日の議題は、議案 11 件、協議事項１件となっています。なお、詳細な説明は各議案等の審議の際に、担当課より説明をいたします。
初めに、議案第 45 号「就学援助の認定について」は、個人情報を含むものであるため、また、議案第 46 号及び議案第 55 号の第 123 回香南市議会定例会６月議会に提出予定の議案に対する意見聴取については、6 月議会に提出予定の議案について意見聴取を行うものであるため、非公開とするべきだと考えます。
賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○教育長
はい。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第７項の規定により、３分の２以上の賛成を得ましたので、議案第 45 号、議案第 46 号及び議案第 55 号を非公開とします。

日程第２　議案第 45 号　就学援助の認定について【非公開】

日程第３　議案第 46 号　第 123 回香南市議会定例会に提出予定の議案に対する意見聴取について【非公開：６月議会後に議事録は公表】

○教育長
次に、日程第３、議案第 46 号「第 123 回香南市議会定例会に提出予定の議案に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
○教育次長
議案書の２ページをお願いします。議案第 46 号「第 123 回香南市議会定例会（6 月議会）に提出予定の議案に関する意見聴取について」、令和８年６月香南市議会定例会に提出予定の別紙議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求める。
今回、議案第 46 号で意見を求められているものにつきましては、３ページにあります条例２本になります。一つは、香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ついて、二つ目が、香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてになります。詳細につきましては、こども課長よりお願いします。
○こども課長
補足説明をいたします。資料は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条による教育委員会の意見聴取に関する資料をお願いいたします。１ページめくっていただきましたら、議案の概要があります。まず、こちらの１をお願いいたします。
児童福祉法の改正により、満３歳以上限定の小規模保育事業所が創設されましたので、香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と、香南市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正を行うものです。満３歳以上限定小規模保育事業の基準内容としましては、設備及び職員の基準は、小規模保育事業所Ａ型の満３歳以上の幼児に係る部分と同様とすることと、利用定員は６人以上 19 人以下であることなどになります。
新旧対照表の方をお願いいたします。
１ページから５ページまでが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で、６ページから 22 ページまでが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例になっています。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、第２条の定義、第７条の保育所等との連携、第 19 条の家庭的保育事業所等内部の規定、第 28 条の小規模事業について、第 30 条の職員、第 33 条の準用、第 36 条の利用定員、第 49 条の準用、附則の第３条と第６条のそれぞれについて必要な改正を行います。

６ページからの特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準を定める条例では、満３歳以上限定小規模保育事業に関する改正の他、子ども・子育て支援法での用例にあわせて、用語など所要な改正が行われます。改正を行いますのは、第２条の定義、第７条の正当な理由のない提供拒否の禁止等、第８条のあっせん、調整及び要請に対する協力、第 14 条の利用者負担額等の受領、第 26 条の虐待等の研修、第 36 条の特定利用保育の基準、第 37 条の特別利用教育の基準、第 38 条の特定地域型保育事業の利用定員に関することについて、第 40 条の正当根拠理由のない提供拒否の禁止と、第 41 条のあっせん、調整及び要請に対する協力、第 42 条の心身の状況等の把握、第 43 条の特定教育保育施設等との連携、第 44 条の利用者負担額の受領、第 47 条の運営規定、第 48 条の勤務体制の確保等、第 50 条の記録の整備、第 51 条の準用、第 52 条の特別利用地域型保育の基準と第 52 条の２、第 53 条の特定利用地域型保育の基準になります。

条例の施行期日につきましては、基準府令の改正は令和８年４月１日から施行されておりますが、令和８年改正法附則第３条第４項及び第６条第３項の経過措置により、令和９年３月 31 日までとなっておりますので、10 ページにあります附則の第１項におきまして、「この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。」とし、第２項で「児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。」としております。

続けて、資料の方の概要の２を見ていただけたらと思いますが、令和８年３月 16 日交付の児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令によりまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型または、事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を１人に限り、保育士とみなすこととし、その保育者が保育を行うにあたっては、その事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保するなどの改正と併せ、保育士等の配置基準に係る経過措置が設けられたことにより、改正を行うものです。

新旧対照表の 23 ページをお願いします。

改正を行いますのは、小規模保育事業Ａ型について定めた第 30 条の職員、24 ページの小規模事業Ｂ型について定めた第 32 条の職員、事務所内保育事業所について定めた第 45 条の保育型事業所内保育事業所の職員、25 ページの第 48 条の小規模型事業所内保育事業所の職員、附則の第９条の小規模保育事業所Ａ型及び保育所型保育所内保育事業所の職員配置に係る特例については、それぞれ改正を行います。

27 ページをお願いします。

併せて、附則の経過措置の第３項に経過措置以降の適用について新たに追記をし、第３項を第４項とし、引用法の改正を行います。

施行の日は、公布の日からです。

説明は以上です。

○教育長

はい。

説明終わりましたが、ご質問等ありませんか。

ささいなことかなと思いながら教えてください。この新旧対照表の 18 ページで、もともと第 52 条がありました。第 53 条ももともとあります。なので、ここをつつかないのでということだと思いますが、その新しい条が 52 条の 2 ですよね。

○こども課長

はい。新たに設けられた条です。

○教育長

設け方が枝番号にして設けるのか、追加で３項の次に４項とせずに枝番号になるのが、なんでですか。

○こども課長

52 条と同じような基準を基準の中に定めるけれど、項にするべき内容ではない場合に、他の条例もすべてそうですが、新たに何条というものを作らずに、何条の１とか２とか３というふうに加えたりしてます。

○教育長

国のものに準じていると。

○こども課長

そうです。国の改正がされたら、それがそのまま市町村の条例へ反映させるということなので、こちらがあえてそうしているわけではありません。

○教育長

わかりました。国が基をこの条で縛っているものに準じているんだったら。本当は枝番号の立て方って国じゃないとできない。

○こども課長

そうです。

○教育長

これは結局、例えばこれを動かして、52 条の２を 53 条にしてしまいたいのだけれども、そうするとその下のから後ろ 53 条、54 条に変えてとか、後ろを変えていかないけないとなったときに、各都道府県がそれに準じるという別の条を持っているときに、ものすごい数の改訂作業を要請してしまうことになるので、こうやって枝番号で、そのあとへの影響を小さくするためにやる。

○こども課長

そうです。

○教育長

だから、それが市町村レベルで何の影響もなかろうと思う。枝番号なんか使わなくたって、単純に 53 繰り上げでいいと思ったときに、何でこれをするというふうに思うのだけれど、基がそれに沿って中身を変えてとなるからそうなりますと。

○こども課長

教育長が言われるように、市町村でそこに条を新たに作っていくと、次、国で改正が行われた際に、どれが関係するのか判別がつかなくなって、改正漏れというところが発生をするので、そこは国に準じた条の番号にはなっています。

○教育長

納得しました。

○こども課長

実際は満３歳以上だけをやる小規模事業所というのは香南市内では希望する施設がありませんので、運用するところはないですが、全国的に必ずこれを定めておく必要があるということになっていますので、今回条例改正を行います。

○教育長

改正されたことで、誰にどうっていうふうなことは、およそないだろうと。

○こども課長

はい。

○教育長

本件について、ご意見ご質問はありませんか。

なければ、議案第 46 号「第 123 回香南市議会定例会（６月議会）に提出予定の議案に対する意見聴取について」は、了承するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

はい。では、議案第 46 号は承認することとします。

する意見聴取について（追加議案）【非公開：６月議会後に議事録は公表】

○教育長
次に、日程第 4、追加議案の議案第 55 号「第 123 回香南市議会定例会に提出する予定の議案に関する意見聴取について」を議題とします。
説明をお願いします。
○教育次長
それでは、本日お配りしました追加議案書の方をお願いします。
議案第 55 号「第 123 回香南市議会定例会に提出する予定の議案に関する意見聴取について」になります。１ページをお願いします。この議案第 55 号で意見を求められているものにつきましては２つあります。
１つ目がＧＩＧＡスクール構想小学校タブレット購入業務契約の締結について、２つ目が令和８年度香南市一般会計補正予算（第２号）についてになります。追加議案書につけてあります資料の方をお願いします。資料の１ページが議案の概要になります。
１つがＧＩＧＡスクール構想小学校タブレット購入業務契約の締結について、地方自治法第 96 条第１項第８号及び議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に基づき、議会の議決を求めるものになります。２つ目が、令和８年度香南市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法第 218 条第１項の規定により、議案に提出するものになります。補正予算議案につきましては、教育に関する事務に係る部分に限るとあります。
詳細な説明は、各担当課長よりお願いします。それでは学校教育課長からお願いします。
○学校教育課長
それでは、６月議会に提出予定の議案、ＧＩＧＡスクール構想小学校タブレット購入業務契約の締結についてご説明させていただきます。地方教育行政の組織及びに関する法律第 29 条による教育委員会の意見聴取に関する資料の２ページをお願いします。
小学校タブレット端末につきましては、令和２年度に導入したものでバッテリー劣化や機器の故障等が増加しているため、今年度タブレット端末の入れ替えを行うことといたしました。購入につきまして、高知県の共同調達に参加し、業者の選定につきましては、県が実施したプロポーザルにより、契約の候補者が決定をしております。候補者との契約につきましては、地方自治法第 96 条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、2,000 万円以上の財産の取得につきましては、議会の議決が必要であるため、６月議会に契約の締結についての議案を提出するものです。契約金額は、9,814 万 3,320 円で、契約の相手方は四国通建・エレパ共同企業体になります。
説明は以上です。
○教育次長
次に補正予算の説明を順番にお願いします。
○こども課長
それでは、一般会計補正予算の第２号について、まずこども課の方から補足説明いたします。資料をめくっていただきまして、２ページの主要事業についてです。
一番上の事業名「野市保育所照明器具更新事業」です。今年度、照明のＬＥＤ化を予定をしておりましたが、行政改革の取り組みの中で、野市保育所の民間移管の動きがありますので、民営化に伴う施設改修実施の際に一緒に行うこととしたため、事業費を削減するものです。
４ページをお願いいたします。11 重層的支援体制整備事業（こども課）では、にこなんの会計年度任用職員の人件費の増額になります。その下の 03 児童福祉管理費のこども課のマイナス 4 万 4,000 円は、こども課にあります公用車が契約管財課管理になることから、修繕料等点検時の手数料を契約管財課に移すため、こども課の予算を削減しております。その下の 12 子育て支援センター管理費は、にこなんのガラスにフィルムを張る工事を行いましたが、設計管理費が確定をしましたので、不用額を減額するものです。その下の 01 保育所管理費（野市保育）は、農地の借地料になります。昨年度までは、農林水産課が予算計上してくれていましたが、事業の整理を行い、今年度からはこども課で予算計上することになりましたので、補正予算に上げております。その下の 22 保育所管理費（共通経費）が、会計年度任用職員の給与や手当、遊具

の保守点検費用の増加。野市保育所の民営化に向けて、建築基準法第 12 条点検を行うための費用になります。その下の 23 保育所施設整備費（共通費）は、主要事業のところで説明をいたしました野市保育所の照明のＬＥＤ化に係る費用の減額です。その下の 36 一時預かり事業費（保育所共通）は、会計年度任用職員の給与と手当になります。

次の５ページをお願いします。01 幼稚園管理（野市幼稚）は、消防署の点検により、カーテンが防炎対応になっていなかったことの指摘を受けておりましたので、今年度買い替えをする予定でしたが、認定こども園化により、今取りつけているレースのカーテンを、お昼寝時に使用ができる遮光カーテンに変更する必要があることから、来年度の当初予算に再度計上し直すことになりましたので、一旦、本年度計上しておりました予算を減額するものです。その下の 10 幼稚園管理費（共通経費）は、会計年度任用職員の給与と手当、遊具の保守点検費用の増加分による補正になります。その下の 19 一時預かり事業費（幼稚園共通）は、会計年度任用職員の給与と手当になります。

以上です。

○学校教育課長

学校教育課の事業名は、「夜須小学校職員室空調機器更新工事」です。職員室の空調機が故障したため、夏期における職務の環境を整備するために工事を行います。156 万 2,000 円の事業費となっております。その下は、事業名「赤岡小学校多目的室空調機器更新工事」です。こちらも空調機器が故障しましたので 181 万 5,000 円です。次に、事業名「夜須小学校生活科室建具改修工事」です。１階東側が避難経路になるために、こちらを改修したいという要望が出ておりましたので、事業費として 120 万を出しております。これが主要事業の方になります。

歳入のほう、ご覧ください。主なものだけ説明させていただきます。02 給食費負担軽減事業費補助金ですけれども、補正があります。補正額として、9,220 万 6,000 円をあげさせていただいております。それから、22 防災キャンプ推進事業委託金としまして 80 万円。吉川小学校を中心として香南市が指定を受けまして、防災に関する取り組みを行うためのものです。県からお金をいただいております。01 給食センター給食費納付金として、こちらは 7,260 万 2,000 円減額させていただいています。これは当初１食 270 円で計上していたんですけれども、先ほどの負担軽減があり、そちらで１食 36 円となったため、減額とさせていただいています。

次をめくっていただいて、歳出の方です。20 小学校施設整備費です。こちらは、初めに説明させていただいた、主要事業の空調機器であったりとか、建具の改修というところで、この予算を計上させていただいているところです。そして 09 小学校教育振興費（吉川小）ですけれども、歳入で説明させていただいた防災キャンプの推進委託金の 80 万円をこちらで活用するものです。６月に避難タワーで１泊するというような体験のお金だったりとか、そういうような活動のために 80 万円を使う予定となっています。

説明は以上です。

○生涯学習課長

それでは生涯学習課になります。同じく２ページをご覧ください。

新規の事業としまして、「移動図書館車購入事業」を考えております。事業内容について報告します。図書館がない地区は吉川と赤岡地区になります。高齢で来館が困難な方、図書館までの移動手段がない方に対し、コミュニティ助成事業費助成金を活用しながら、移動図書館車を導入し、図書サービスを展開することで、図書の利用・普及促進を図る。事業費と歳入の財源内訳について、ポンチ絵の方で説明をさせてもらいます。

５ページの次に、カラー刷りで詳細を記載させていただきました。令和８年度６月補正予算額としては、625 万 6,000 円になります。現状については、先ほど主要事業の方でも報告しましたが、本市では、野市図書館及び香我美所図書館の２館を運営しておりますが、高齢の方や体調不良の方が年々増えて、図書館を利用される方が減ってきております。夜須公民館図書室の１日の利用者数が、平成 25 年が 21.5 名おられたのが今は 12 名、野市図書館が 171 名おられたのが 148 名、香我美図書館が 56 名いたのが 34 名。それと、記載はしておりませんが、実利用者数というのがあります。実際に本を借りられた方の数、これがコロナ前の令和元年が野市と香我美を足した数字がございますが、これが 3,800 人おられました。それが昨年、令和 7 年度で 2,800 人。コロナ前からいうと 1,000 人、本を借りた方が減っております。この中で幾つかアンケートを取ったときに、本を返しにこられてない方がいました。その方に連絡をしたら、もう

高齢で返すことができなくなった、ということで取りに伺うということも頻繁に起きております。
ですから、これは令和６年度の事業として、財政に移動図書館車を２台欲しいということで要望しておりましたが、財政の方から財源手当がない限りは予算化できないということがございましたので、令和７年度もいろんな補助事業とか、民間が行っている助成金いただくものに手を挙げさせていただいたんですが、ことごとく落ちたということがありました。本来ならば６月補正で上げるのではなくて、当初予算で上げるべき案件ですが、財政の方から補助金がもらえなかったら上げれないよという話だったので、コミュニティ助成事業というものに手を挙げて採択になるかわからない。なぜかというと図書館車として全国的に認めた案件件数がないので、採択にならないというふうに思いながら出したら採択になったということで、今回要望するということになっております。
現状としてはこういう状況で、目的としては、図書館への移動手段がない方や図書館に直接来ることが難しい方に対し、「移動図書館車」の導入により、図書館サービスを提供することで、図書の利用のきっかけを創出し、地域全体の教育・文化振興及び普及促進を図る。また、軽自動車を採用することにより、過疎地や交通の不便な地域への巡回も可能となり、「読みたい、知りたい」を届け、これまで図書館を利用していなかった方にも図書への関心を高めるとともに、市内全域に読書の機会を提供し、誰もが等しく本に親しめる環境を整備することを目的とするということと、もう１点ございます。
今回、令和７年の事業として夜須の防災コミュニティセンターを建設しております。ここにも今、夜須公民館図書室という形で、図書室と書いてますけどもほぼ図書館です。図書館の分館がありました。これについても、現状として、１日平均 12 名の方が借りられておりますけども、そこに毎日のように職員を配置して、システムを組んで、図書館と同じような活動をすると相当経費がかかるということで、この夜須防災コミュニティセンターの図書室の今後については、夜須図書室の閉館をし、通常でいきますと、読書学習室という形で、子どもたちが見ることができると。図書館の中に今あるものが、5,000 冊ぐらいを予定しております。今、夜須の図書室は１万 3,000 冊ぐらいあったんですけども、施設の広さを勘案したときに、読めるスペースを考えたら 5,000 冊しか置けないという話もありましたので、今の図書館の職員が今、選書をしております。どういうものを置くかということと、今の読書学習室についてなんですけども、吉川に同じような読書学習室というものがあります。そこで、その中で読むことは可能です。借りて行くときは、今はノートに書いて、何々借りていきますという形で、それを何日後に返すという形で、それを吉川市民館の職員が対応していると。
そういう形を実施するのかということも、本来、夜須公民館の職員が実施するか、当初は、夜須支所の職員にも手伝っていただこうと思っておりましたが、急遽、今回行革の中で、支所の職員がほとんど減っていきます。当初は部屋も構えてですね、夜須防災コミュニティセンターに支所の部屋と、夜須の公民館の職員の配置というのは、なかなか大きな部屋を構えていました。それが急遽、行革の中で３年後には職員を支所は１名にして、会年を１名置くというふうになると。そこでお願いすることがなかなか難しくなるなということも急遽決まりましたので、当初の閲覧室はそのまま置きますけれど、今回の移動図書で夜須と吉川、赤岡を中心に、今のところ、巡回場所、回数の決定というのが令和９年の１月から３月までに決定するというふうに記載させていただきましたが、当初は、夜須、赤岡、吉川の支所にお願いして、そのエリアの中で、移動図書が置けそうな場所はどこですかということで、令和６年度に調査をしております。その中で、本来は移動図書車を２台購入して回る予定だったのが、１台ですから、今のところ考えているのは週２回、この３つのエリアを中心に回っていきたいというふうに考えております。ただし、これは今の運行表を考えたときに、じゃあ野市と香我美はしないのかという話も出てきております。ですから、台数が１台でとなってしまうと限界があるので、今のところはその３地区を中心に回ることを想定しておりますが、香我美も奥地がございますので、そこについてもどうかということでそこも検討を今しているところです。
その内容につきましては、決まり次第またここでも報告させていただきますし、議会の方でもお話をさせてもらいたいと思いますが、現状としては、予算措置ができたと。歳入予算のところでありますコミュニティ事業費助成金という形で 560 万いただきました。それで、560 万のうちの歳出予算の 625　万 6,000 円に充当し、一般財源としては、その差額、65 万 6,000 円が一

般財源だという形でこのまま運行していきたいと考えております。
デザインにつきましては、絵本作家の方にお願いしたいというふうには考えております。予算が決定になれば、令和８年８月から移動図書車の購入と制作をしていきながら 11 月、12 月頭までに納車をしたいと。納車をするとともに移動図書館の中にシステムを導入して、そこで貸し借りができるような仕組みになっているので、そこも同じ時期に完成して納車をするということで、夜須の図書館の閉館、通常のシステムを組んでということは、12 月末で夜須の図書館は閉館になります。図書室じゃなくて、図書館自体が閉館になりまして、その後、令和９年の２月の中頃を夜須防災コミュニティセンターが立ち上がり、一部供用開始になるので、それに向けて読書学習室を開けてという形になります。実際は移動図書としては、令和９年の４月から地域を回っていきたいというふうにも考えております。
一応はざっくりとなりますが、移動図書車を購入し、こういう運行設定をしながら、令和９年１月から３月は実証実験という形でぐるぐる地域を回ってみて、というふうに考えております。この令和９年の１月から３月までの間は、今の夜須の公民館の図書室に配置になっていた職員が車に乗ってぐるぐる回っていきます。１人の職員が地域を基本的に回っていくと。会計年度任用職員なんですけども、その職員がぐるぐる回るという形で想定をしております。経費の削減も、今回の目的のところの１番、２番のところになります。
移動図書館車の導入は、夜須公民館図書室の閉室や将来的な図書館施設の適正配置に伴う人件費等の削減効果が行財政改革の視点からも期待できるというふうに記載させていただきましたが、この移動図書が１台、２台と増えていきますと、今ここでも記載させていただきましたが、香我美図書館も利用者がどんどん減っております。実際は学校に近づいてある図書館ではないので、やっぱり距離感があってなかなか子どもたちが日々で来るってなかなか難しくなっております。ですから、将来的にいくと香我美の図書館も今後は規模を縮小していく。今の時間帯についても、開ける時間を短くしながら移動図書に乗り替えて、夜須小中学校に移動図書車をつけて帰りに見ていってもらう形でどうだろうというふうには想定をしております。
ただし、これにつきましてはまだ決定事項では全くございませんので、今言えることは、夜須の図書室を閉館し、この移動図書を使うということと、将来的な話は、今お話しさせていただきましたが、これはもう行財政改革の中で進めていくというふうに考えております。まずこれが１点目になります。
続きまして、次のページをご覧ください。
新規事業になります。香南市子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金をいうものを構えました。予算規模としましては 10 万円になります。
この内容につきましては、今までもお話しさせていただきました中学校の部活動の地域展開に向けての事業になります。この部活動地域展開で、認定地域クラブを立ち上げるという方向で手を挙げていただいた団体に対して、立ち上げに向けての経費の最大 10 万円を補助するというものになります。補助率は 10 分の 10 で補助限度額は 10 万円。そのうち、財源の手当としては、高知県の子どものスポーツ環境整備推進事業費２分の１が当たるという形になります。今あるクラブに対する指導者の経費が出るというわけではなくて、立ち上げに向けて、例えばどういうことを話し合いしないといけないとか、認定クラブなどから派遣してもらったり、こういう活動してますよということの講師の派遣経費等については出ますが、日常の経費はなかなか出ないという形になります。ただし、スポーツ少年団とか、スポーツ協会があって、それを新しく認定クラブに立ち上げるというふうになりますと、その立ち上げの経費として認められるものもあります。ですから、今どういうものが手を挙げているかというと、夜須中学校の卓球部が、今のところ認定クラブの立ち上げに向けて動いておりますので、今のところはその団体と、今も地域クラブとしてはあります香南市相撲クラブ。これにつきましても、地域認定というクラブになるために初期導入経費が必要となれば、これも該当するということで、学校や今ある団体側にも働きかけをしていきたいと思っております。
現状としては、予算措置 10 万ですから、１団体のことを想定しておりますが、今後、団体がいくつか増えていきますと、この事業費も増えていくというふうに考えております。一応、目的と内容については、今ご説明させていただいた内容となります。
今後のスケジュールとして、６月補正予算に計上し、成立後、今度要綱を設定する必要がありますので、今度は７月の教育委員会で要綱の制定について報告をさせていただきたいという

ふうに思います。その後に、申請者に該当しそうな方々にお話をさせていただいて、補助申請という形を受け入れていきたいというふうに思っております。
　この２点が生涯学習課の主な事業になります。以上です。
○教育長
　はい。
　今までの説明について、ご意見ご質問はありませんか。
○百田委員
　スポーツ団体に特化したということで、文化系は今のところないと。
○生涯学習課長
　県の分が文化系の補助がほとんどないので、今はスポーツに特化して進めていこうと思っております。文化系の話も地域展開で進めていくならば、少し名称を変えて、これは今のところ市の単独になると思います。そこについては財政と話をして、上限額を決めてというふうには考えています。
○百田委員
　文化系といってもなかなかいろいろ。
○生涯学習課長
　実際は吹奏楽部なのかなと思っております。
○百田委員
　何回か今までの吹奏楽も中学校には 50 人分のできる楽器は多分まだあると思いますので、その辺を有効に活用というか、そちらの方も考えていただいたらと思います。
　あと、図書館この軽トラは８ナンバー。４ナンバー。
○生涯学習課長
　８ナンバーだと思います。
○百田委員
　８ナンバーですよね。
○生涯学習課長
　はい。
○百田委員
　あと、軽トラでするので、350 キロしか積めないと思いますが、本は何冊ぐらい。
○生涯学習課長
　500 冊を予定しています。この移動図書車を軽トラで走っているところは、四万十町がございます。四万十町に令和６年に視察に行って、規模感も冊数も調べてきて 500 冊が入るということで、同じような形で運行したいと考えております。
○百田委員
　ＩＴか電子化を入れて、なんかするだろうと思うけど。
　人数的な問題もあろうかと思いますけれども、運転手は会計年度プラス図書館司書までは難しいですか。
○生涯学習課長
　財政と協議したときに、経費の削減ができなかったら、やはり難しいという話がありました。この移動図書につきましては、野市町がもともと合併する前、平成 16 年まで移動図書を運行しておりました。その時の車の運転手は誰かというと、シルバー人材センターです。中型の車になります。それで野市町周辺を 18 ヶ所回っておりました。ですから、シルバーに委託したらどうやろうかという話も財政からも提案がございました。ただし、一番最初、シルバーさんの中でも、本に精通してる人がいないと、なかなかどんな本がいいですかってやっぱり市民の方が聞いてくるので、今のところは、その司書にするのか、今の事務補助として長年おられる方、本に精通している事務補助の方にお願いをするということで、今のところ運行を考えております。ただし、予算の削減の話が出てくるので、今後はボランティアという形が出てきます。有償ボランティアという形が出てきて、香美市については工科大の学生さんが有償ボランティアで、本の入れ替えとかをお願いをしてるものもあります。ですから、経費削減に向けてボランティアで実施できるか、してくれる方を募集するという形も進めていくように話し合いをしておりますし、ただし、最初からそれを考えてなくて、今は移動図書に乗るのは司書にす

るのか、今の会計年の司書にするのか、会計年さんの事務補助でお願いしている方で当初は運行していきたいと考えております。
○百田委員
　このスケジュール通りにいけばあと６ヶ月ですよね。
○生涯学習課長
　はい。
○百田委員
　その辺市民への周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。
○生涯学習課長
　予算決定後にはすぐに移動図書を運行しますということで、こういうふうに図書館が展開していますということは、インスタグラムや広報に載せていきたいと思います。
○百田委員
　ありがとうございました。
　そして、こども課の野市保育所が行革で出ましたけど、具体的なスケジュールはまだ決まってないですか。
○こども課長
　今、部会を作っていまして、その中で方針を作成しているところです。その中に目的やスケジュールも書いていくようにはしています。スケジュールで言いますと、早いうちに方針ができれば保護者への説明と、令和９年度に移管をする事業者を公募型プロポーザルで募集することを考えていまして、それを実施するために、今年度中にその募集要項を固めていく。そして、来年度、早めに業者が決まれば、どういうふうに引き継ぎをしていくのかの協議をしつつ、保護者への説明、地域への説明を行った後に、令和 10 年度に引き継ぎを行って、令和 11 年度に移管をする。最短で言うと、そのようなスケジュールになっています。
　スケジュールはそのように考えていますが、保護者の方や地域の方との協議を含めて、どういうふうに進むのか。早くなることはまずないですので、引き継ぎ期間をしっかりとったうえで、利用している子どもたちが、負担なくスムーズに移行ができるように。保護者の方もそうですが、移行期間はしっかり取っていきたいと思っています。
○百田委員
　予算的なことやどこに委託するかとかいろいろあるかとは思いますが、一番いろいろ心配するのは子どもさんと保護者ですからしっかりとお願いします。
　予算だいたいこれくらいとは言えないですよね。改修について。
○こども課長
　改修については、なぜ移管にするかといいますと、運営のみを委託にすると、施設の改修費用を市が全額負担していかなければならないということがあるので、建物を差し上げるので、運営をしてくださいという形をしようと思っています。どのくらい修繕が必要かという目安にするために、建築基準法の 12 条点検を今年度補正予算に上げるので、点検をして、基礎的にどうなのかというようなことを、１度点検をしていただきたいと思っています。
　すぐさま修繕が必要なものについては、来年度予算をとって市の方で改修をしますけれど、それ以降でも十分大丈夫であるということが分かれば、移管をしてから後に、事業者の方にはきちんとお伝えした上で、今ここがこういう状況になっているので、いつごろまでにこういった工事をしたほうがいいような結果になっていますということも含めた上で、移管先の事業者が施設をどういうふうにリフォームしたいのかが決まれば、移管後に国が行っています施設の交付金を使っていただいて、改修をしていただきたいというふうに思っています。
　国の交付金は上限が２億円程で、負担割合は国が２分の１、市が残りの４分の１、実施する事業者が４分の１ということになっているので、上限額以上改修に必要な場合は、その分は事業者がみていただかなければいけないのですが、その予算で改修をしていただきたいと思っています。その費用の中に今回予算を落とした、ＬＥＤ化も含めてやっていただきたいということで、今回予算からは一旦落とさせていただいたということになります。
○百田委員
　かなり改修費用は膨らむのじゃないかなとは心配しています。普通の家なんかもリフォーム等いろいろやるよりは、新しく建てたほうがいろんな利便性とかあるということも聞いており

ます。それはそれでＬＥＤとは別の話になりました。
○こども課長
　その部分も、移管をするにあたっては、移管先の方との協議にはなると思いますけど、完全に建物を建て直したいという意向であれば、仮設を作った上で、建物を建て直すということにもなるかと思います。その費用も国の交付金を使うのであれば、金額の上限が決まっていますので、それ以上必要な部分については、移管先の事業者さんにみていただくということにはなりますけれど、それがいつ頃改修をして、どういうふうに運営をするかというのは事業者が決まってからの協議になると思います。
○百田委員
　ありがとうございました。
　あとタブレットについて、これ年々修繕が増えてくると。毎年これぐらいの金額が数年間いるということですか。
○学校教育課長
　保証が５年間で、使えば使うほど故障が増えてくる。特に小学校の子どもたちはキーボードを強くたたいたりするので、小学校の方の故障件数も多いということも聞いています。５年を経過すると、バッテリーとか部品の劣化といった自然の故障も多い傾向があると聞いています。共同調達というものがありますので、これを機会に更新する方がお得というか、そういう事もあって、今回購入を考えております。
○教育長
　毎年交換じゃなくて、５年来たものを一気にガバッと替えてしまう、そうすると次その５年の保証が切れて、購入しないといけないというものが、今回替える分の他にもまだ残りますかね。
○学校教育課長
　今年は小学校、来年が中学校と職員。小学校の分を幾つか残しておくとは聞いています。
○教育長
　それは要は単純に残しておくということ。
○学校教育課長
　はい。
○教育長
　予備的に廃棄にせずに置いておくという話。お金をドンという話は、今年の小学校、来年の中学校で、再来年はほぼ子どもが使うものは、新規状態だからそのまま使っていって、また５年後というサイクル的にそういう話ね。
○学校教育課長
　次回の機器はかなり頑丈なものということで。
○教育長
　頑丈だけど軽いでしょうかね。
○学校教育課長
　なかなか落としても普通に使ってる分には壊れないというものだそうです。
○教育長
　重さの苦情はよく聞きますね。これを子どもに毎日持って帰らすかという。僕がたまたまかもしれませんけど、話題になったときの保護者の声としては、不満の声が圧倒的に。理由は重い。毎日持ち帰って家で小学生にこれを上手に使えと言ったって的な声はやはりね。
○百田委員
　ありがとうございました。
○教育長
　他質問等ありませんか。
　ちょっと関連の話で、防火のものにカーテンを切り換えるという話で、建物自体の耐震の云々みたいなことはこれはもう大きな話で、これまでに当然計画的に進めてきていると思うけど、その防火のカーテンがというようなことだったり、ガラスが飛散防止のガラスになっていたり、或いはその工事が無理であればフィルムを張るといったような、本来、安全を考えたときにこうしておきたいけども、まだそこに届いてないので、ここからまた改修が入ります。公

民館を含め、改修が入るという見通しは。
○こども課長
　今年度、全園の非構造部材のフィルムの設計をするようにしています。それが出たら、来年度から順番に非構造部材の工事が始まります。ほぼほぼフィルムがきちんと貼られていないというところの園が多いので、夜須は一部貼る部分がありますが、それがかなりありますね。それと、ＬＥＤ化もできていない施設があるので、それが次に出てくると思います。
○生涯学習課長
　生涯学習課の施設も同じく、非構造部材という形で令和９年度までで事業完了いたします。その飛散防止の部分も工事は完了します。今言われたカーテンのことです。そこも、古いものについては替えていっています。ふれあいセンターについても、今から４年前に、もともと燃えないものがあったんですけど、それより強固なものに替えて、今整備されてるということです。ただ、そこではない元々避難場所に設定されている 12 の施設については、非構造部材もしましたし、改修も令和９年度までに完了しますし、飛散防止フィルムも入れますし、いろんなことを対応しますけど、それ以外の施設についてはと言われると、なかなかできてないというのが現状であります。生涯学習課は 74 施設あるので、全部という話はなかなか難しいと思っています。
○こども課長
　防炎の面で言うと、消防署の点検がこれまで公共の施設に入ったことがなかったということで、昨年度に入ったんです。その中で、子どもが昼寝をするゴザに至るまで防炎でないとだめということがわかったし、あとカーテンももちろんそうですけれど、ロッカーの目隠しのようにやっているカーテンでさえ、防炎でないとだめということになったので、一度に全部買い替えるとなるとかなりの金額になるので、昨年度から徐々に取り組んできているというところになります。
○教育長
　なるほど。延焼のことを考えたら、ちょっとでも火が遅ければ遅いほど早く逃げられるし、煙が出ない方がいいことだろうから、当然とは思いますけど。
　他、何かご意見ご質問等ございませんか。
　特にご意見等なければ、議案第 55 号「第 123 回香南市議会定例会に提出予定の議案に対する意見聴取について」は、了承ということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長
　はい。ありがとうございます。
　ご異議ないようですので、議案第 55 号は承認することといたします。

（秘密会を解く）

○教育長
　以上で非公開については公開に戻しますが、一旦、休憩をはさみます。

（休憩）

○教育長
　では、再開します。
　日程第５、議案第 47 号「香南市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。
　生涯学習課長より説明をお願いします。
○生涯学習課長
　関連するので 47、48 を一緒にということはできますか。
○教育長
　はい、わかりました。

それでは、議案第 47 号、48 号を一緒に提案をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 47 号「香南市社会教育委員の委嘱について」、香南市社会教育委員の委嘱について承認を求める。提案理由は、香南市社会教育委員設置条例第２条に基づき、別紙の者に香南市社会教育委員を委嘱するものです。任期は、令和８年６月１日から令和 10 年５月 31 日までの２年間とします。

次のページに別紙が載っておりますが、訂正をお願いいたします。まず、３番に書きました中元美代さんの代がこの代ではなくて、世界の世になります。それと、13 番になります。公文信仁さんの地域について、野市町を香我美町に訂正をお願いいたします。同じく、15 番小松健一さんにつきましても、野市町を香我美町に訂正をお願いいたします。

今回、任期の改正になりますが、皆さんにご連絡させていただいて、再任の方がほとんどになります。新しくなられた方についてご報告いたします。

新というところの第 11 番、近森憲一についての報告になります。これは高齢者クラブの連合会長が今回代わりまして、大谷修二さんから近森憲一さんに代わりましたので、その部分が役職として、継続して、高齢者クラブの会長がやっていただけるということになりましたので、近森憲一さんに変更になったということになります。

次のページをお願いいたします。

議案第 48 号「香南市生涯学習施設運営審議会の委員の委嘱について」、香南市生涯学習施設運営新審議会委員の委嘱について承認を求める。提案理由は、香南市生涯学習施設運営審議会条例第３条第２項に基づき、別紙の者に香南市生涯学習施設運営審議会委員を委嘱するものです。任期は、令和８年６月１日から令和 10 年５月 31 日までの２年間とします。

訂正をお願いいたします。

３番につきまして、中元美代さんの代が世界の世になります。同じく 13 番の公文信仁さんにつきましては、野市町を香我美町に。15 番の小松健一さんも同じく、野市町を香我美町に変更をお願いいたします。

社会教育委員さんと同じ方が、この生涯学習施設の運営審議会の委員になっていただいておりますので、今回新規になりました方も同じく、第 11 番の近森憲一さんが香南市高齢者クラブの連合会長が今回改正になりまして、変更になりまして、同じく受けていただけるというふうになりましたので、ここが新規という形で報告をさせていただきます。

以上です。

○教育長

はい。

これは全く同じ名簿ですか。

○生涯学習課長

全く同じ名簿です。

○教育長

はい。

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

特に意見等がなければ、採決を行います。

議案第 47 号及び議案第 48 号につきまして、承認ということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 47 号及び 48 号は承認することに決定をしました。

続いて、日程第７、議案第 49 号「香南市図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

生涯学習課課長より説明お願いします。

○生涯学習課長

はい。議案第 49 号「香南市図書館協議会委員の委嘱について」、香南市図書館協議会委員の委嘱について承認を求める。提案理由は、香南市図書館の設置及び管理に関する条例第５条に基づき、別紙の者に香南市図書館協議会委員を委嘱するものです。任期は、令和８年６月１日

から令和 10 年５月 31 日までの２年間といたします。
次のページをお願いいたします。
香南市図書館協議会の委員名簿がございます。ほとんどの方が再任という形になりまして、新規の方についてご報告させていただきます。
８番と９番になります。８番が飯島敦子さんで、香我美図書館クラブの代表の方になります。もともと、土居議員がやられていましたが、議員という形になりますので、諮問機関の委員は外れたいという話がございましたので、今回改正をさせていただきました。あと、９番の高見明美さんについては、吉川の方になります。もともとは吉川の代表という形で野村高志さんにお願いしておりましたが、野村さんの方から、代表を譲りたいということで、推薦がございました。この高見明美さんにつきましても、今、吉川のうなおで、支援員さんをやられている方になります。児童クラブみたいなことの活動されている方になります。
一応ですね、吉川から１名、２番の北山さんが赤岡の代表という形になります。６番の疋田さんが夜須の代表、５番の石井さんですけども、地域でいきますと夜須地域になります。
一応、香南の五か町村から１名以上の方に出していただくという形で進めさせていただいております。
報告は以上になります。

○教育長

はい。
ただいまの説明について、ご質問等ありませんか。
特になければ採決を行います。
議案第 49 号「香南市図書館協議会委員の委嘱について」は承認するということで、ご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

はい。
ご異議ないようですので、議案第 49 号は承認することに決定しました。
日程第８、議案第 50 号「香南市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。議案第 50 号「香南市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、香南市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を提出する。提案理由は、行財政改革に伴い、両館の利用状況（入館者数・貸出状況）を見直し精査を行ったところ、野市図書館につきましては、火曜日並びに金曜日の夜間開館時の利用者が非常に少なく、また、香我美図書館については、平日開館時の利用者と土曜日並びに日曜日の午後５時以降の利用者が非常に少ないことから、香南市図書館協議会からの答申に基づき、両館の閉館時間を変更するものです。また、これまで喫煙につきましては、図書館の所定の場所で認めていたが、他の図書館の状況や火災の危険性を踏まえ、「図書館の敷地内においては、喫煙をしないこと」とするものです。
次の 12 ページの新旧対照表をお願いいたします。
新旧のところの新の方をご説明させていただきます。今、説明したとおりになりますが、４条の第２のところです。もともと１番の野市図書館について、ただし書きがございました。旧でいきますと、「ただし、火曜日及び金曜日は午前 10 時から午後７時までとする。」というところを削除しております。実際１年間のデータを取りましたところ、６時から７時までに利用されてる方の数が、１日平均５人でした。多いときも少ないときもございますが、少ないところはほとんどゼロのときもありますし、多いときは 10 人というときもありました。ですから、この１時間のところで、実際その職員の勤務体系を考えたときに、ここまで配置をする必要があるかというところもございました。
それと同じく２番についてです。もともと旧のところ、香我美図書館は「10 時から６時まで」

というところを「11 時から６時まで」とし、「ただし、土曜日及び日曜日は、午前 10 時から午後５時までとする。」ということで、時間帯を短縮しております。これにつきましても同じく、直近 28 日間で最新の情報をとりましたが、まず、夜の時間帯です。香我美図書館の夜の時間帯、５時から６時までの間が１日 3.5 人で、３人から４人利用していると。それと、午前中の 10 時から 11 時については、だいたい６人から７人もいないぐらいの数字です。ですから、この時間帯を短縮したとしても、利用者はそれ以降もおられますので、あまり特段の影響がないと判断をさせていただきました。

それと、６条の「喫煙」の部分を、「館内及び敷地内においては、喫煙をしないこと。」と追加をさせていただきました。実際どこでたばこを吸うことが可能かというふうになりますと、今のところふれあいセンターも吸えません。今、吸えるところは庁舎まで来るしかございません。ですから、公共施設では基本的にたばこを吸う場所ということは構えない方針で香南市自体は考えているので、今回改正をさせていただきたいということの提案をさせていただきます。

以上です。

○教育長

はい。

ただいまの説明について、ご意見ご質問はありませんか。

ちなみに、話がずっと手前の移動図書館の運行時間。結局、行く場所にピンポイントで何時というわけで、一日の間でも動くと思うんだけど、あれはどういうイメージですか。

○生涯学習課長

先進事例でいきますと、今、移動図書を運行しているところは、土佐清水市、いの町、四万十町の１市２町が運行してます。

大体１時間ぐらいそこに滞在するということで、グルグル回っていくと。１時間の間で貸し借りを行って別のところに移動してという形で、１日の間で７ヶ所ぐらいを回ったりということが標準で行われています。

ですから、うちとしても同じく、時間帯でいきますと、今想定しているのは、通常は図書館は 10 時からなんですよ。10 時から開きまして５時までですから、その時間帯に合わせて、そこにつくような体制をいきたいと。ですから若干早めに出発してというところから、今は考えております。

○教育長

はい。

ご意見ご質問ありませんか。

では、採決を行います。議案第 50 号「香南市図書館の施設及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

はい。

ご異議ないようですので、議案第 50 号は承認することに決定しました。

日程第９、議案第 51 号「香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。議案第 51 号「香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について」、香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について承認を求める。提案理由は、香南市補導センター運営委員会委員のうち、各所属の役職に異動があったことから、別紙のとおり後任の方に香南市補導センター運営委員会規則第３条に基づき、香南市補導センター運営委員会委員を委嘱するものです。任期は、規則第４条の規定により、その者の属する職務の在任期間です。

次のページをご覧ください。

香南市補導センター運営委員会の名簿で、黒塗りで記載させていただきまして、新というふうに記載をさせていただいております。

３番の南国警察署の署長で、奥田貴之助さんが、令和８年３月 25 日から署長になっておりました。ですから実際は、現時点という形になりますけども、この方ということです。あと、東部教育事務所の所長の坂下さんについては、令和８年４月１日の異動に伴うものになります。次が、城山高校の校長先生の山崎早智さんは、令和８年４月１日の異動に伴うもの。９番の補導委員会の代表で、会長の野市中学校の教頭先生が代表となりました。令和８年４月１日から田村将宏さんです。同じく 12 番、香南市ＰＴＡ連合会長が変わりました。尾﨑万里さんは、令和８年５月 13 日からというふうになっております。

この黒色になっている方が、その日からの変更になっております。

以上になります。

○教育長

はい。

説明が終わりましたが、ご意見ご質問等ありませんか。

前も運営委員さんを決めるときに、補導センターの運営委員に東部の所長とか南国の署長が、特に南国警察署は、所長が命令する実働部隊、属人を知っている人ね。そういう人を警察署の方からご推薦をいただいて、その方を委員にするという考え方もありかな。

○生涯学習課長

ありました。その話はさせてもらいましたが、歴代の署長が来ているのであれば、私が行くと言う事で返ってきたので。

○教育長

そういう返事があったと。

○生涯学習課長

ありました。

○教育長

なるほど。わかりました。

他、ご質問等ありませんか。

なければ、議案第 51 号「香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について」承認するということで、ご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

はい。

異議なしということですので、議案第 51 号は承認することに決定しました。

日程第 10、議案第 52 号「香南市立給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

学校教育課長より説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 52 号「香南市立給食センター運営委員会委員の委嘱について」、香南市立給食センター運営委員会委員の委嘱について承認を求める。提案理由は、香南市立給食センター運営委員会規則第３条に基づき、香南市立給食センター運営委員会委員を委嘱するものです。任期は、令和８年６月１日から令和９年３月 31 日までの期間です。

次の 16 ページの名簿をご覧ください。これは前回の教育委員会で、承認をされた方です。ただ、９番と 10 番のお二人が決まっていなかったので、今日承認を求めるものです。９番の尾﨑万里さんは、先日行われたＰＴＡの連絡協議会の会で、会長となりましたので、委嘱期間を令和８年６月１日から令和９年３月 31 日までということで承認していただきたいと思います。東小の会長さんだということです。10 番は竹島樹里さんです。同じく副会長さんとなられました。吉川小学校の会長さんということを聞いております。

以上です。

○教育長

はい。

説明が終わりました。何かご意見ご質問等ありませんか。

特になければ、採決を行います。
議案第 52 号「香南市立給食センター運営委員会委員の委嘱について」は承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

〇教育長
はい。
ご異議ないようですので、議案第 52 号は承認することに決定しました。
日程第 11、議案第 53 号「香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について」を議題とします。
次長より説明をお願いします。
〇教育次長
はい。議案第 53 号「香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について」、香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱につい承認を求める。
提案理由です。香南市ＰＴＡ連絡協議会会長の交代がありましたので、香南市教育振興基本計画推進協議会要綱第３条の規定に基づき、香南市教育振興基本計画推進協議会委員を委嘱するものです。任期は、令和８年５月 13 日から令和９年４月３０日までとなります。前任の残任期間になります。
18 ページをお願いします。７番が今回交代のあった方です。尾﨑万里さん、香南市ＰＴＡ連絡協議会のＰＴＡ代表者ということです。
説明は以上となります。
〇教育長
ただいまの説明について、何かご意見ご質問等ありませんか。
特に意見等なければ、採決を行います。
議案第 53 号「香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について」は、承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

〇教育長
はい。
ご異議ないようですので、議案第 53 号を承認することに決定しました。
次に、日程第 12、議案第 54 号「令和 7 年度香南市教育委員会自己点検評価書について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。
〇教育次長
はい。議案第 54 号「令和７年度香南市教育委員会自己点検評価書について」、令和 7 年度香南市教育委員会自己評価点検評価書について承認を求める。
提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっているため、令和７年度香南市教育委員会自己点検評価書を作成したので、提案するものです。
別紙の令和７年度の自己点検・評価報告書の方をお願いします。報告書の２ページをお願いします。全体的なところを自分の方から説明させていただいて、あと各担当課長より、ページ数も多いので抜粋して説明をさせていただきたいと思います。
まず２ページ下の「６）学識経験者からの意見」ですけれども、学識経験者につきましては、昨年度まで長い間、高知工科大学の中村教授に外部評価をお願いしておりました。中村教授が大学を退職されるということで、福石教授をご紹介いただきましたので、今年度から高知工科大学の福石教授に外部評価をお願いしております。

次に３ページから８ページまでです。ここにつきましては、教育委員会の活動ということでまとめております。教育委員会の開催回数や教育委員の研修、学校等訪問の実績や広報への情報発信等を載せております。

また、９ページから 10 ページにつきましては、教育委員会にかけた議案の内容をまとめて記載しております。

11 ページからにつきましては、香南市の教育振興基本計画に基づきまして、実施した事業報告と成果資料に対する評価となっています。

50 ページからが成果指標の評価になっていますが、訂正をお願いします。51 ページの左の欄に番号がありますけど、24 番のＲ６の評価がＢとなっておりますが、ここがＡの間違いです。訂正をお願いします。それと 33 番です。ここもＲ６の評価がＣになっていますがＢです。次のページの 52 ページにいきまして、38 番のＲ６の評価がＣになっていますがＢの間違いです。この３ヶ所につきまして、結局、Ｒ６とＲ７の評価が同じということになります。

それに伴いまして、最後の 83 ページです。学識経験者の意見のところですけど、ここの１番のところが、訂正する前の評価を福石教授が指摘をしている部分になります。結局ここが６年度の実績と比較して７年度の実績値がというところの文言になっていると思うんですけど、ここの部分がちょっと間違っていたというところで、ここの１番の評価については、６年度の評価が間違っていたのでこの部分の評価については該当しないことになりますので、意見としては削除しておいてくださいとコメントを頂きましたので、１番は削除。２番、３番についてのみの意見となります。訂正をお願いします。

〇教育長

なので、ここが１、２、３とあるけど、２と３が１と２になって１が丸々全部が消える。

〇次長

はい。

それでは続いて各課から説明をお願いします。こども課からお願いします。

〇こども課長

それではこども課の令和７年度の取り組みについて報告をしますが、成果指標のところで、評価が異なったところを報告させていただきます。

こども課の単独の施策は８個で、学校教育課と一緒に取り組んでいます施策は３個あります。評価としましてはＡ評価が８個、Ｂ評価が３個、評価が令和６年度と同じものが 10 個で、異なるものが評価番号 31 で 69 ページです。「市の子育て情報サイトのアクセス回数」が令和６年度と異なったところになります。その部分の説明をさせていただきます。

サイトへのアクセス回数については、令和６年度と比べて 1,263 回減っています。サイトに掲載をしている情報の多くが、市が行っています政策や補助事業の内容など、年間を通して変更する必要がないことが多く、それ以外の部分でできる限り最新情報をお知らせできるように、各課がホームページや広報でお知らせしていることの中から、子育て中の方に関係する情報を選び、令和６年度から掲載をするようにしていますが、情報を知らせるだけということもあり、マンネリ化があるのではないかと思っています。

今のところ、こうすればいいという案も出ていませんけれど、情報サイトのリニューアル以外で、もうちょっと工夫ができるところはないか検討しているところです。まずこの子育てサイトの「香南キッズ」には、子育てのガイドブックのＰＤＦ化をしたものも載せています。このガイドブックについては、今年度新たにつくり直す予定にしていますので、少し情報が更新されるかと思っていますが、この部分については取り組みをもう少し検討する必要があると思います。他の部分については、内容をまた見ておいていただければと思います。

こども課からは以上です。

〇学校教育課長

学校教育課です。

学校教育課からは、令和６年度と比較して令和７年度の評価が異なった取り組みを報告させていただきます。

55 ページの整理番号３になります。「地域から見た学校と地域との関係性を問う学校評価が「Ａ」の割合」についてです。評価がＢからＣとなりました。課題として、保護者や地域等への情報発信が十分ではないことが挙げられます。ホームページの更新も実態として不十分とい

うことがわかっておりますので、校長会等、様々な場を活用して、活動の活性化と情報発信への声がけ支援をしていきたいと思っています。
60 ページをご覧ください。整理番号 14「授業以外で、毎日１回以上ＩＣＴ機器を活用している児童生徒の割合」です。評価はＣからＢとなりました。香南市小中学校教育ＤＸ推進事業、３年目の１年目、今年は２年目になりますけれども、また、高知県指定事業の教育ＤＸプロジェクトも活用し、クラウド活用を推進しています。拠点校となった学校は特にクラウド活用が進んだという手応えがあります。ただ、学校間の差。そして授業外でも活用となりますと、まだまだ課題がありますので、授業と家庭学習をつなぐ活用方法について、支援をしていきたいと思っています。
63ページです。整理番号19「いじめ認知件数（1,000人当たりの認知件数）」についてです。評価がＡからＢとなりました。令和７年度の全国の数値は、まだ発表されてはいませんが、令和７年度香南市は小・中学校の平均が 56.78 件で、昨年度の香南市の小・中学校の平均が 114.8 件であったので、いじめの認知力が低下しているという可能性があります。昨年度は、学校いじめ防止基本方針を全小中学校で改定していただきましたので、その内容を、教職員、保護者、児童生徒が共有、取り組みを実行することについて、今年度は支援していきたいと思っております。
64 ページ、整理番号 20「肥満傾向率（小学５年生）」です。評価がＣからＢとなりました。例年、保護者や児童生徒への啓発は実施していますけども、タブレット端末の利用などにより、日常生活の中で体を動かすことが減っています。保健体育などの授業を通して、自らの健康を管理する力を養う指導を一層充実させていく必要があると考えています。
最後です。67 ページ、整理番号 26「教職員の資質向上とマネジメント力の強化」です。評価がＢからＡになりました。中学校では教科の縦持ちや教科会、学年会、小学校ではメンター会などが定着しており、計画的な取り組みが行われています。今後も各学校が、学校経営計画等を活用し、組織的に学校運営を行っていけるよう、訪問等で支援していきたいと思っています。
学校教育課からは以上です。

〇生涯学習課長

はい。それでは生涯学習課になります。
整理 No.38 から 55 になります。全部で 18 の項目がございまして、A評価が 10、B評価が７、C評価が１個になります。今回、その評価が変更になった部分を中心にお話をさせていただきたいと思います。
最初に、No.38 について評価は変わっておりませんが、全体の話に関係してくるのでご説明させていただきます。生涯学習課の「各種教室延べ回数」が 127 回になっております。目標が 170 回、これは 170 回を毎年予算化し、公民館の活動費ということで予算化をしてきたんですけども、令和８年度の公民館活動費の予算が 380 万円の削減になりましたので、今回の 170 の目標での 169 回しかどうやっても、目標の予算化でもなかなかできなかったというのが現状です。ただし、昨年度も予算が減りましたけども、回数自体は徐々に戻していっていると、127 回まで何とか開催できたということの報告になります。
次に、39 番をお願いいたします。B評価からC評価に変更になりました。「各種教室の延べ参加者数」になります。昨年度が 2,823 人から 2,715 人に下がりましたが、目標値は 4,700 人になります。ただし、この内容につきましても、具体的に数字で増減があったものを報告しますと、いきいきセミナーの数字が 973 人になっておりますが、昨年度はいきいきセミナーが 1,633 人いたということになりますので、実際そのセミナーだけでいくと、660 人ぐらいの減になりながら、総数でいきますと 100 人強の減ということですから、小さな事業自体は徐々に人数自体を増やしていって、大きな事業については大幅に減少になっているので、こういう結果が出たというふうになっております。
次に 74 ページの整理 No.41 をお願いいたします。C評価からA評価に上がっている内容です。「公民館等の出前講座開催回数」です。昨年度は１回のところを９回まで上げております。こういうことが影響しているということになります。今までは公民館の職員は、皆さんを大きなホールに集めてきて事業を展開するという方向になっておりましたが、コロナの関係もございましてやっと４年目を迎えましたが、地域に出向いていくというところに事業を変更しております。今回具体的な内容でいきますと、令和７年度は、公共ホール音楽活性化事業で文化庁の

外郭団体がございます。そちらにも補助金を若干もらいながら、地域に出向いての地域音楽活動、今回については木管楽器を利用して４重奏、４人の方に弾いていただくということで、音楽家を誘致して、各小学校とかに出向いて、学校と共同開催するような形で事業を展開させていただきました。それと、一昨年影絵を開催して、とても反響がよかったので、市内５ヶ所を巡回しながら影絵の開催をしていたということで、各地区の公民館とかの利用者数も徐々に増えていく傾向がございますので、この方向で今後も進めさせていただきたいというふうに思っております。

ただし、次の 42 番のところについては、公民館事業としては、それなりに人数は増えて地区の公民館利用は増えているんですけども、令和６年度が 68,923 人のところが令和７年度は65,649 人まで元へ戻ったということになっております。目標数値の予算 45,000 人は大幅に超えておりますので、香南市全体としては、いろんな活動を地域でもされているというふうな報告になると思っております。

他の内容につきましても、相対的に全事業が増えている内容が多いです。コロナも復活しまして、私たちもいろんな事業を展開するお金はなくなってきておりますけども、いろんな小さな事業を展開しながら地域に出向いて行っておりますので、いろんなところで活性化が若干見えてきているというところで、全事業的にいくとそんなに前年並みか、前年度よりちょっと増えているというふうに、結果として出ているというふうに思っております。ただし、最初にお話しさせていただきました、令和８年度は 380 万の減額、昨年度も 500 万近くの減額になって、事業自体の経費があまりにも少なくなってきているので、今後についてはこれを継続するのは難しい状況になっておりますので、今度の教育振興基本計画の見直しのときには、数字・回数よりも満足度を充実させて、アンケートをとってこういうふうな良さが出てきたよってところの報告の仕方に少し変えていきたいというふうには考えております。

以上になります。

○教育長

はい。

説明が終わりました。ご意見ご質問ございませんか。

○亀川委員

構いませんか。

○教育長

はい。

○亀川委員

学校教育課になりますが、55 ページの整理番号３番、地域コミュニティとの連携というところで、これを見ていたら、成果指標が「地域から見た学校と地域との関係性を問う学校評価が「Ａ」の割合」ということで、ＡＢＣＤなのかＡＢＣＤＥなのか、４択か５択かでいって、とにかく強肯定のＡのパーセントを拾ってきているんだと思いますが、例えば「大変いいと思う」というような強肯定の数字で、そこの評価の目標数値が 70%以上という設定っていうところが、「大変いい」というところが 70%を求めるっていう。学校は情報を発信している「大変そう思う」っていう人の割合が 70%っていうのは、これはちょっと実態から離れすぎているんじゃないかなと。実際に、令和４年度から 27%とか 22%とか、令和６年度が 50%っていう。だから、結局目標の設定の数値を見直す必要があるのかもしれないなというふうに思いました。

それと、先ほどの説明にはなかったとこですけども、整理番号の 10 で、「不登校への適切な対応と未然防止」というところで、昨年度も言わせてもらいましたけども、香南市にとってはすごく大きな課題で、県よりも不登校の数はずっと多くて、一番最重点課題みたいな形でとらえて取り組んできたという経緯がある中で、令和４年からそれが改善されてというのはすごいことだと思いますので、ここのところはすごく注視していただいて、ウエイトを高くですね。ウエイトを実際かけているわけじゃないと思いますけども、ここを中心にしながら見ていくというところがすごく大事になってくると思います。決して、香南市の子どもたちの家庭環境が良くなったとか、そういうふうなことではなくて、いわゆる学校の取り組みによって、これだけ子どもたちが学校に来れるようになったということは、逆に言えば学校の取り組みが弱くなれば、また増えていく可能性は十分あるというふうなところですので、そこら辺のところよろしくお願いしたいなと思います。

以上です。
〇学校教育課長
これ私が初めてなので。この指標の見直しっていうのはできるということですか。
〇次長
元になっている教育振興基本計画を２年間延長しますので、今年度、指標の見直しもしたいと思っています。２年間延長して最終年度の目標設定もそうですけど、項目自体も数字がとれないような、元になっているのが全国学力調査の質問項目からとってきていたりするので、全国学力調査の項目自体が別のものに変わっているというものもありますので、この指標自体も見直しをしたいと思っています。その時に合せて、この 70%という設定がどうなのかということも検討していきたいと思っています。
〇学校教育課長
新規不登校についても、私も去年学校にいましたけど、新しい不登校を作りたくない思いで、継続の児童もそうなんですけど、すごく学校全体として取り組んでいました。どの学校もそういう意識を持って取り組んでいることで、すごく成果がでているのかなと思います。それから、年々関係機関との連携がすごく充実しているなとすごく感じていて、そういったところをより一層、先生方は当たり前と思っているかもしれないけれども、当たり前でなくて更に充実させていくということを、学校教育課としても支援していきたいなと思っています。
〇教育長
地域との関係性のＡ評価のところを亀川委員からアドバイスをいただきましたが、確かに強肯定なのか、その元をもう１回見てみて、何が適正かということの見直しはしていきたいと思いますが、また後の議題というか、後でまた自分の方から話しますけど、ただ、学校地域協働本部だったりとか、地域をどれぐらい学校経営の中に巻き込んでとか、それの先進をあっちこっちで見聞きすると、まだまだだなっていうのが正直な感触はあります。香南市の実態として。だと言ってＣとは思いませんけど、今ちょっと感じているところです。
それから、不登校のことについては、令和４年度から７年度にかけてここでは出ているんですけども、自分が野市中学校の教頭で初めて香南市に来たときから今日まで、多分ばらつきはあったと思います。一番大きなばらつきは森田村塾との関係。森田村塾に子どもがいるっていうことと、そこに行かせている学級担任との連携ですね。そこの目的意識だったり、そこが随分、個人差もあったけども学校差もあったろうなと思う。それから支援委員会の進め方、保護者がそこにおったりおらん場合もありますけど、その特定の子どもについての関わりであったりとか状況のことについて話し合う支援委員会のやり方も、学校間格差は随分あったと思います。あの頃はまだ。それがかなりよりよいものに統一されてきているなっていうのは、感じているところで、そういう積み上げの成果は大きいなというふうに思っています。
それから、追加で整理番号の 14 番です。このことについて先日、委員さんから話題に出てきた話で、この指標の立て方が、１日１回以上ＩＣＴの機器を活用しているっていうことですよね。だから、毎日さわればさわるほどこの数値は当然上がっていくというか、さわらせたいということが目標値になっているんですけども、この今のＩＣＴに向けての、特にＡＩが、今のこの状況を考えたときに、ＩＣＴに向けてどんどん進めることが本当に良しと考えるのかというようなご意見はありました。非常に危機感を感じると。それは、各学校レベルでとか、教育委員会単位レベルで抗うこともできないぐらいの世界情勢もわかるけども、とは言えど、目標値としてそっちへ推し進めていくことが本当に求めることかというようなことは、委員さんの中からはご意見がありました。
確かに、その視点は抜からん形で抗えないことは仕方がないとはいえですね、それからよりよいものに変えていくとしても、それがために抜かっていくようなこと、落とされていくようなことがないように見ていかないかんということは、先日の会の中でも確認をしたところではありました。
あと何かご意見、ご質問ありませんか。
〇百田委員
さっきの「地域コミュニティ」自分も昔、学校評価させていただいたときには「Ａ」とつけた記憶は１回もありません。いろいろ項目がありましたけれども、なかなか「Ａ」はようつけませんでした。それと、ＩＣＴとかインターネットで、これからやっぱり情報リテラシーの方

もしっかりやっていかないと、この前青少年育成会議の中で、特殊詐欺にも若い人がかかっている。もう高知市内やったら、エンター押すだけで、ドラッグがどんどん入ってきゆうという時代にまでなってきておるということらしいんで、使いこなしながら情報の選択、見極め等もしっかりやっていただいたらと思います。
あとは、働き方改革が３年くらいになる。みんなでせーので頑張ろうでやっていって、その数値が年々落ちてきておる。数値が年々上がっている課題と落ちている課題。全部を覚えてないけれど、スポ少の人数とか、上がっているけどいけないのが肥満の数値。これがずっと前から少しずつ上がっているということも気がかりになります。
あとは、大学の教授が書いてあったと思いますが、目標の設定の数値をどのようにするか。あまり低い数値だったらこれくらいならすぐ目標達成できるのでいいだろうとなりますし、高くに設定しすぎたらしすぎたで、そんなに高い設定やられてもなかなか厳しいと最初から思うことがあるので、その辺の数値の設定もなかなか難しいかなと思います。
あと、どこかにあった食育の中で、ＪＡ女性部とか解散しているところが結構増えてきましたし、食改も高齢化してきて新規に入ってくれる方がいなくなったりしていますので、地域との連携になるか、食育になるか、どっちかわからないですけど、またいろんな別の方策等もこれから先考えていかないといけないかなと思いました。

〇教育長

あと、ご意見ご質問ありませんか。

（全員意見・質問なし）

〇教育長

では次に、日程第１３、協議事項「公共施設の使用料の免除に関する嘆願書について」を議題とします。
生涯学習課長より説明をお願いします。

〇生涯学習課長

それでは、今日追加議案と一緒にお配りしました資料をお願いします。
公共施設の使用料の免除に関する嘆願書について、認定こども園のいち幼稚学園保護者一同という形で嘆願書が市長宛に出ております。市長宛に出ておりますけども、この使用料の減免に関することは教育委員会の委任事項になっておりますので、今回市長ではなく教育委員会でこの状況についてのご報告とご意見をいただきたいということで、今回提案をさせていただいております。
内容は、認定こども園のいち幼稚学園からふれあいセンターの利用について、100％減免で利用させてもらいたいという要望になっております。要望事項としては、香南市が管理する公共施設において、認定こども園（私学を含む）が主催する教育・保育目的の行事（発表会等）に使用する場合の使用料を公立保育所及び幼稚園と同等に減免をしてもらいたいということの要望になっております。
現状報告いたします。もともと平成 29 年からのいち幼稚学園からのいちふれあいセンターを借りたいという話がありまして、令和２年度まで 50%減免で貸しておりました。これが添付している資料の中にもあります「香南市公民館等使用料減免に関する規則」を開いていただいて、別添の別表第３条がございます。一番下のところに「教育委員会が必要と認めた団体」というところで、50%減免をしていたというところです。令和３年から令和７年の 11 月までは 100%減免をしております。
令和６年のときに、監査から指摘事項がございました。香南市全体の監査です。監査の中で、香南市生涯学習課を管理している施設について、減免の考え方が悩ましいものがいっぱい見受けられるという指摘がございました。本来減免してはならないところも減免し過ぎではないか、減免する理由に合ってないものがある、書いている内容と一致しないものがたくさんあるということで、中身を全部精査することということで、令和６年度に監査の指摘事項があったので、私がその時にもう全部の見直しをしましょうと。今データ上残っている団体も含めて、減免したところとしてないところの一覧表を作って。そしたら、貸してはならないところも貸していたと。

例えば、民間の化粧品屋さんです。ふれあいセンターをずっと貸していたと。これは民間の人がここで化粧の仕方を教えるんですよ。ここは営利なんですよ。営利のところに貸していたということがわかったり、建設会社にも貸していました。例えば、建設会社がみんなを呼んでここで安全講習をしますということは構いません。それは営利の事業じゃないので、国から指導があって安全管理のことを広めてくださいということやったら、営利団体が借りに来ても営利事業じゃないので、その内容は貸せるということですから、そういう内容まで全部精査していたら貸せない団体もたくさんあったんです。減免のし過ぎや減免しないといけないところができてなかったとかいうことが明らかになったので、全部整理をしたと。その中でこの案件が出てきています。

のいち幼稚学園についても減免し過ぎではないかというところで、そもそも貸していいかという原点に帰って、ここが貸していいか悪いかという問題です。それともう１点、100%減免っていうのは、今こども課に確認をしたら、こども課は共催という考え方は持ってないと。共催ということは共に事業するってことですから、こども課はやることは自由ですよと。でもこども課が一緒に関わって発表会等をするわけではないので、共催という形にはならないという話を出されると、それはうちとしても過大で減免をしていた事実があって、本来は遡ってお金をもらうこともしないといけないんですが、そこはせずに、今後という話を監査からされたので、今回からという話をさせてもらいました。

実際の話はここに書いてあるとおりです。令和３年から減免しているので、５月 13 日に猪原課長と私が説明をしに行きました。のいち幼稚園学園さんが市に対して申し立てする内容が、私たちが話した内容とずれがあったので、要はこういうことです。公民館の館長と補佐が電話対応、向こうが来てくれて窓口で話し合い、それと出向いていって話し合いをしております。その話した内容が、向こうが思っている内容と違うと。向こうが思い込んでいる内容と話した内容があまりにも一致してないので、そこについて訂正をさせてもらいたいということで、過去の経緯も含めて説明をしに 5 月 13 日に伺った。そこの訂正自体は、向こうはあまり納得はしてないですけど、わかりましたということで、今回のこの内容で嘆願書が出ています。

実際の話は、ここに書いてあるとおり、教育・保育の公共性と平等性を担保して、継続して減免をしてもらいたいということです。使用料の金額は 17 万必要ですっていうのも、２、３日間借りるとこの金額になるんですけど、１日だけであればこの金額にはならないです。というのが、無料なのでずっと複数日を借りていたからです。予約をして複数日借りるという形になると、金額がどんどんはね上がってくるということで、実際は 17 万という数字は出ないんですけども、お金が上がってしまうので、保護者負担という話ではなくてと。教育委員会に対して、今まで通りに共催という形をとって、100%減免をしてもらいたいっていうことの嘆願書が出ているということです。

あとは、保護者の負担の軽減ということも書いていたり、私が説明した行政支援の統一化ということも、公立であろうが私立だろうが同じ事業をしているので、ある程度公平性を保ってもらいたいということの申し立てが上がっております。

私と猪原課長がお伺いしたときに、園長先生から生涯学習課としてどう考えているかという話もされたので、今後の話もしております。行財政改革の中で使用料の改正と減免について見直し、令和９年度に使用料の改正を試みて 10 年の４月１日に改正をするということです。生涯学習課としては、50%減免を残していきたいと思っていると。財政サイドにも何とか 50%減免ができる方法で進めてもらいたいということは、何とかこう話し続けていきたいという話をさせてもらっておりますけど、生涯学習課としては 100%減免は考えておりませんということは、きちんと話をしてきております。ですから、それに対しての嘆願書が出てきていると思います。

猪原課長の方からも、私が話した内容として共催という形はやっぱり取れないと。その団体さんがすることに対して、反対も何もしないということです。

もう１つございます。運動会はどこで開催しているかというと高知市で行っております。他の関連する保育園と対抗みたいな形でやっていて、管轄する施設に連絡したら減免は全然していないという回答をいただいております。

同じく、高知市の公民館の担当課に連絡をして減免をするかしないかでいきますと、ここはもっとシンプルなんです。高知市の公民館を減免するかしないかというのは、まず、この団体がどうかって話はございません。市の主催なのか、市の共催なのかということが１つ。市の共

催であっても、市長が認めない限りは、100%減免をしません。２つ目、50%減免するものは後援です。市が後援をして、なおかつ市長がそのことを認める場合としか書いておりません。こういう状況で、後援申請は出ていますかということを公民館の担当に聞いたら、全然そういうものはなかなかないですと。各担当課が後援するとなったら減免することになるので、1 つを後援し始めたら全部後援しないといけなくなる恐れがあるので、なかなか後援も難しいですということで、高知市はなかなか減免することはないということも伝えました。

前段として、これを受ける前に県議の方から話がございました。私もここに子どもが行っているけれども、こういう嘆願書の話が上がってきているということで、事前に香南市の状況を教えてもらいたいということがあったので、私が今説明したことと同じことを話しております。そしたら県議の方も高知市の状況や近隣市町村の状況を調べて、高知市は全然減免がないということも調べておりました。その話も保護者として話をしますということも言われておりました。ですので、実際のところ県下の状況も全部調べております。

こういう場合にどうするかというところなんですが、前段に私が言いましたように、会社法人で持っている認定こども園というのは、高知県下で５つしかないんです。高知市と香南市と今、仁淀川町でも出来るという話を聞いていますけど、民間の認定こども園というのはあまりないので、他の市町村に聞いても難しいんですよ。通常は民間という話じゃなくて、法人格をもっている団体をどうするかという話の回答はしやすいですけど、本株式会社に貸す場合は想定をあまりしてないので。ただ、電話連絡をしたら、例えば今まで該当ないけど学校に近いから減免してあげたらどうだろうかという担当レベルの話はあります。ですが、香南市の今の規則でいきますと、どんなに頑張っても 50%が限界です。ですから、規則の改正をどうするかとかいう話になってくると、申し訳ございませんがということになります。なぜかというと、改正についても令和 10 年度の使用料の見直しのときに向けてどうするかというのを決定していくので、今の話としてはお答えできないということになります。そういう話も全部させていただきました。

２時間ぐらいお話をさせていただいて、誤解は解消されています。ここに書いてありますとおり要望させてもらいたいということですので、それについて私たちが話してきた内容を事前に報告ということをさせていただきました。あと、回答をどういうふうにするかというところもございます。これは、こども課と連名で書かないかんのかなというところもありますけども、回答としては、私が話したように現状どおりですと。ただ、来年、再来年はわからないので、現状としては 50%減免で対応したいと考えていると。今後、申請があった場合はそのように考えているということを回答したいと考えております。

以上になります。

〇教育長

今が 50%で、その見直しをしないといけないと言って、見直しを考えたときに減免でなくなる可能性もある。

〇生涯学習課長

はい、あります。

〇教育長

でも、これまでの経緯を鑑みても、50%をキープする方向で今後も残していきたいということですよね。

〇生涯学習課長

はい。ということを相手にも報告しました。

〇教育長

はい。

ご意見、ご質問いかがでしょうか。

〇百田委員

社会教育委員会で、今まで公民館の時間当たりの利用料料金、減免処置に関してもある程度揉んでいました。できたら、令和 10 年度までに向けて、再度そちらの方も、貸し出しの優先順位も、社会教育委員会である程度やってきたと思いますので、そちらの方でもしっかり協議していただけたらと思います。

〇生涯学習課長

本来ならばこの時期に社会教育委員会は開催しているんですけども、今回遅くて、こちらの方で先に話をさせていただきました。
百田委員の言われるように、社会教育委員会と同じ名前で社会教育施設運営審議会というものがあります。その中で、今言われた使用料の改正と減免の見直しについて、報告して答申もいただかないといけないので、そちらでもかけていくようにしていきたいと思っておりますが、これについては、今のこの規則改正ではないので、まだ。こういう話が上がっているという報告はすると思いますけど、粛々と今の規則に沿ってやってくれという話になると思っております。ですから、嘆願書が上がっているということの報告をさせていただいて、今のところ生涯学習課としては、現時点、規則の改正を考えているわけではないので、このままという話になると思います。令和９年度は使用料の具体的な金額、それと減免の方向性については、その生涯学習の施設の審議会、あとスポーツ推進の審議会の両方にかけて、教育委員会にもかけて、議会にかけていくという話になると思っております。
今回のこの資料の「教育委員会が必要と認めた団体」の上のところ、「学校教育法第１条に規定する香南市外の学校及び保育所」の欄なんですが、令和８年度で廃止になります。これもいろんな諮問機関をかけないと難しくなりますけど、行革の推進本部の中でも決まりまして、公共施設の適正配置の会でも決まりました。市外の人たちに対する減免は、もう全部削除するという話が決定いたしまして、市外の学校ですけど、これは今回の話の公民館関係になります。また、スポーツ施設についても市外の団体という位置付けをして、50%減免をしていたものがありますが、市長を交えて令和８年度をもって止めるということで、香南市にある減免規則にその文言があるものは全部外すと。
令和８年９月までに文書を添えて、周知期間は半年間いるだろうということで、利用者団体とか、広報的なことを 10 月の広報にも載せて、この方向でいきますということはもう確定をしましたので、ここで報告させていただいて、実際規則の改正は２月の教育委員会にかける方向で考えております。関連する施設全部についてです。
一応、この前の会で影響する団体の一覧表も出しておりましたが、文化部はほとんどありません。スポーツ施設っていうのが、山田高校が使っていたとか、東工業高校が総合体育館を使っていたという比率が多くて、そこについては県からお金をいただきましょうということで、事前に周知をしていきましょうという話になっております。
こういう方向に進んでいるという報告になります。以上です。

〇教育長

はい。
あと、その他の件で予定しておりましたのが、先日行いました行財政改革の市民説明会で、どういった意見があったかということの報告と、総合教育会議の議題に関して、どういったことを議題にしたいかということがあるんですが、12 時もこれほど過ぎておりますので、行財政改革の方は、ここで話題になったことが、今度の６月の議会で話題に乗っかってくると思います。それから、総合教育会議のことにつきましては、何か別でご意見いただく方法を取りたいと思いますが、今すぐに何かもともとこれを思っていたとかいうふうなものがあれば、出していただいたらと思います。

〇次長

今日、封筒で開催の文書案内をお渡しするようにしています。
議題としては、教育振興基本計画の延長に関すること、教職員の働き方の業務改善計画、行革についての３つです。
教育委員会から市長に対しては行革の件になるのかと思いますので、教育委員から市長に対してとか、市長部局である企画財政課や総務課に対して、行財政改革について要望しておきたいとか言っておきたいということがあれば、事前に聞いておいたら、回答を用意していただけます。今何か、こういう意見を言いたいとか、質問しておきたいとかがあれば聞いておきます。

〇亀川委員

行財政改革は、市長の方から説明をするという話ですよね。

〇次長

はい。

〇亀川委員
　教員はこれでよろしいですかっていう手続きを踏まないかんという。業務改善のやつは、必ず議題にしなさいよというのがあるので、出しますよという話ですよね。もう１つの教育振興計画もこっちからですか。
〇次長
　はい。
　市が定めなければいけない大綱があるんですけども、それを兼ねているっていう形になっているので、総合教育会議で一度諮るという感じです。
〇亀川委員
　であれば特にないです。
〇次長
　何か思いついたことがあれば、またお知らせください。
〇教育長
　はい。
　あと、資料の中に入れております教育長報告について、所属長会と副所属長会のときに話した内容をそのまま資料に入れましたが、次回に回します。急ぎの報告でもないので、改めて次の教育委員会のときにお話しさせていただきます。
　ではその他の件についてお願いします。
〇次長
　教育長と防災対策課が一緒に実施する防災に関する研修の要綱を机の上に置いています。お構いない時間帯で参加をしていただけたらと思います。日程を見ていただいて、参加できる日があれば、またお知らせください。
〇学校教育課長
　お知らせです。野市小学校籍で松井理絵先生がいるんですが、令和６年度から日本人学校のあるカタールのドーハへ行っております。令和７年度の学年度末に状況が悪くなって、一時帰国を家族皆さんでしていましたが、この度また日本人学校のニーズが高まっているということで、学校を開いて欲しいと校長先生がおっしゃったそうで、また派遣を再開する動きになったということで、６月５日に出発をするようになったということです。意向確認も済んでいるということで出発されますけれども、危険レベルは下がっているわけではないということでした。お知りおきください。
〇教育長
　これについて、先生の目の前にミサイルが飛ぶという状況だそうです。危険レベルが３で、基本は出なさいということで出たんだけども、最近になって、大手の企業が戻る状況になったらしくて、そこで子どもがいるという状態になって、どの範囲かわかりませんけど、日本人学校が５つあるらしいんですけど、全部引き上げていました。ところが、大きい企業さんを預かる校区という意味やと思うんですけど、その話があって、学校長と文部科学省との間で協議を行って、これ校長判断なんですね、向こうで開くと。で、戻るということになったので、そこへ集めていた先生方に話が入って、もう１回急ぎ集まってくれという声が上がったということで、もう危険であることは何ら変わってない状態なんだけども、改めてまた行くようになった。ただ、前はお子さんを連れて家族で行っていましたが、今回はもうお子さんはこちらへ置いた状態で行くということだそうです。
　次、次回の日程についてお願いします。
〇次長
　はい。
　次回は７月１日です。朝９時から管理職のメンバーと市長、副市長との協議がありまして、午後１時から総合教育会議もありますので、教育委員会を 10 時からということでよろしくお願いします。
〇教育長
　以上で、教育委員会定例会を終わります。
　どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

閉会　午後０時 25 分